

別表1（第2条・第3条関係）

事業	事業区分	事業概要	補助対象者	補助金の額	補助対象経費
森林整備事業	間伐事業	<p>不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積であつて、伐採率を本数で30パーセント程度又は20パーセントを標準とするもの。</p>	<p>森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林であつて、秩父地域内に森林を所有する者又は秩父地域内に森林を所有する者から森林整備の委託を受け、次のいずれにも該当する森林の間伐をする者。</p> <p>（1）秩父地域にある森林</p> <p>（2）過去5年以内に森林整備が行われていない森林</p>	<p>事業実施面積1ヘクタール当たり本数で伐採率が30パーセント程度の場合は150,000円、20パーセントの場合は100,000円（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）</p>	<p>補助対象事業に要する経費</p>

	枝打ち事業	<p>林木の枝葉を除去する事業であって、枝打ち高2メートル以上、かつ、枝打ち後の枝下高が3メートル以上であり、原則、間伐事業を伴う場合は事業実施区域内の全ての林木で、間伐事業を伴わない場合は3分の2以上の林木で行うもの。</p>	<p>森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林であって、秩父地域内に森林を所有する者又は秩父地域内に森林を所有する者から森林整備の委託を受け、次のいずれにも該当する森林の枝打ちをする者。</p> <p>（1）秩父地域にある森林 （2）過去5年以内に森林整備が行われていない森林</p>	<p>事業実施面積1ヘクタール当たり150,000円（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）</p>	<p>補助対象事業に要する経費</p>
	森林作業道事業	<p>森林整備を目的とする埼玉県森林作業道作設指針に適合する作業道の開設、改良であって、幅員2.5メートル程度のもの。</p>	<p>森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林であって、秩父地域内に森林を所有する者又は秩父地域内に森林を所有する者から森林整備の委託を受け、次のいずれにも該当する森林の作業道の開設又は改良をする者。</p> <p>（1）秩父地域にある森林 （2）過去5年以内に森林整備が行われていない森林</p>	<p>開設、改良した森林作業道1メートル当たり2,000円（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）</p>	<p>補助対象事業に要する経費</p>

	境界確認事業	森林所有者界を杭等により明らかにするもの。杭等間距離は、概ね40メートル以内であること。	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林であって、秩父地域内に森林を所有する者又は秩父地域内に森林を所有する者から森林整備の委託を受け、次のいずれにも該当する森林の境界を確認する者。 （1）秩父地域にある森林 （2）過去5年以内に森林整備が行われていない森林	事業実施面積1ヘクタール当たり10,000円（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）	補助対象事業に要する経費
	境界測量事業	森林整備事業（境界確認事業）に加え、森林所有者界の周囲測量を、デジタルコンパス、UAV等で行うものであるもの。簡易トランシット又はデジタルコンパス等による場合、測点間距離は、概ね40メートル以内とし、閉合比は概ね10分の1以内とするものであること。	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林であって、秩父地域内に森林を所有する者又は秩父地域内に森林を所有する者から森林整備の委託を受け、次のいずれにも該当する森林の測量をする者。 （1）秩父地域にある森林 （2）過去5年以内に森林整備が行われていない森林	事業実施面積1ヘクタール当たり30,000円（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）	補助対象事業に要する経費
林業安全		林業者の安全確保を図	秩父地域内に在住の林業者又は	2分の1以内（1,000円	別表2に掲げる安全

対策事業		ることを目的に、安全装備品及び安全機械器具を購入するもの。	秩父地域に主たる事業所を有する林業事業者。	未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)。上限20万円。	装備品及び安全機械器具の購入費。
小型林業機械支援事業		施業の効率化等を図ることを目的に、小型林業機械をレンタルするもの。	秩父地域内に在住の林業者又は秩父地域に主たる事業所を有する林業事業者。	2分の1以内(1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)。上限60万円。	別表3に掲げる林業機械のレンタル料(機械運搬費(レンタルの開始時及び終了のものに限る)及び補償料を含む。)